

村山市6次産業化施設整備等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2次村山市6次産業化推進ビジョン（令和4年3月策定）に基づき、農家の所得向上や雇用の創出、更には地域の活性化を図るため、6次産業化に向けた取り組みに必要な施設、機器等を整備する場合の経費に対して、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者のうち、市内に住所を有する者については、市税等を滞納していない者とする。

- (1) 市内で事業を実施しようとする農林水産業者個人及び団体
- (2) 農林水産業者と連携した市内で事業を実施しようとする商工業者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとし、事業計画の実現に直接的に必要な経費とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第4条 同一の補助事業者が、本事業の補助金を受けることができる回数は、同一年度内において1回までとし、当該年度の翌年度は補助金の交付を受けることができないものとする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、規則第5条の規定による補助金交付申請書に、次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他必要と認められる書類

2 補助事業者は、規則第5条に規定する補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、次の事項に留意し内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を通知するものとする。

- (1) 事業計画について、内容の具体性・妥当性があること。
- (2) 経営の多様化、拡大、利益向上が図られる内容であること。
- (3) 地域への波及効果が図られる内容であること。

(計画変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の増減が2割以内の軽微な変更については、この限りではない。

(遂行状況報告)

第8条 市長は、補助事業者に補助事業の遂行状況を報告させることができるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日を経過する日または年度末日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定による事業実績報告書に次の関係書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 財産管理台帳（様式第3号）
- (4) 事業実施に伴う証拠書類（通帳、領収書、現地写真等）

2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 前項の場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を、市長の返還命令を受けて返還するものとする。

(額の確定)

第10条 市長は前条の報告を受けたときは、規則第15条の規定により、審査及び場合により現地検査を行い、額を確定し、その旨を通知するものとする。

(帳簿の備付け等)

第11条 帳簿及び証拠書類は、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 平成31年4月1日 一部改正
- 2 この要綱の施行に際し、村山市6次産業化施設整備等支援事業実施要綱（平成29年4月3日制定）を廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事業内容	補助対象経費	補助金の額
(1) 加工施設 (2) 産直施設 (3) 農家レストラン (4) 農家民宿 (5) グリーンツーリズム関連施設	左欄 (1) から (5) にかかる ・施設建設費及び付帯工事費 ・施設改築費及び付帯工事費 ・資材、備品購入費 ・機器、設備購入費 なお、建設・改築後の追加付帯工事は、工事完了から一年以内に限る。	左欄の補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（当該額が50万円を超える場合にあっては、50万円）。